

特別支援学級をのぞいてみよう

特別支援学級ってどんな感じなのかイメージが湧かない...という方もいるかもしれません。富山市内にある特別支援学級を訪問させていただき、学習環境や取り組みなどを取材してきました。



特別支援学級の学習環境・支援ツール

あくまでも一例です。学校によって学習環境は異なるため、事前の見学をおすすめします。



自閉症・情緒障害特別支援学級

個別の空間が必要な子どももいるので、机の配置はひとり席とし、個別のスペースを確保しています。



知的障害特別支援学級

机をくっつけて囲むように座り、みんなで助け合って学ぶことを大切にしている学級もあります。



イヤーマフ

周囲の音を遮断する効果があります。学習時に周囲の音が気になり集中できない際に活用します。



姿勢保持クッション

姿勢を安定させる効果があります。学習の際、姿勢が崩れやすい子どもに使用しています。



整理整頓の工夫

どこに何を置けばよいかなどがわかるように、棚板にラベリングされています。

時間割

	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん	
1 15:00~16:00	じりつ 自立	おんがく 音楽	おんがく 音楽	じりつ 自立	じりつ 自立	じりつ 自立	白は 支援級
2 16:05~17:00	こくご 国語	こくご 国語	こくご 国語	さんすう 算数	さんすう 算数	こくご 国語	青は 交流級
タイム 9:50~10:05							
3 10:10~10:55	せいかつ 生活	たいいく 体育	たいいく 体育	しゃかい 社会	さんすう 算数	りか 理科	
4 11:00~11:45	がっかつ 学活	さんすう 算数	さんすう 算数	りか 理科	しゃかい 社会	どうとく 道徳	

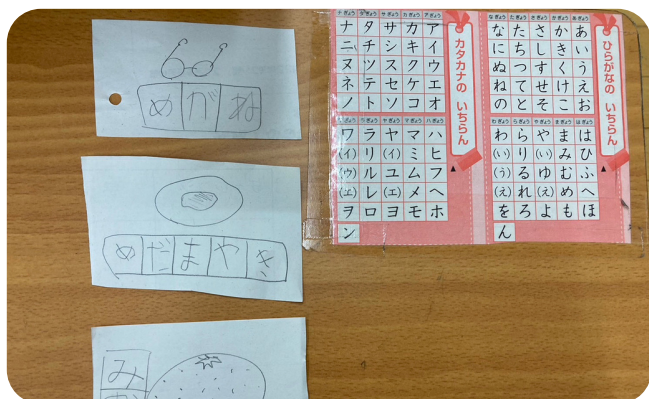
子ども一人ひとりに対して、時間割が組まれています。白：支援級、青：交流級と分かりやすく表示しています。

組週予定							月	日	日
日	月	火	水	木	金	土			
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3
8	9	10	11	12	13	14	4	5	6
15	16	17	18	19	20	21	7	8	9
22	23	24	25	26	27	28	10	11	12
29	30	31					11	12	13

週の予定表

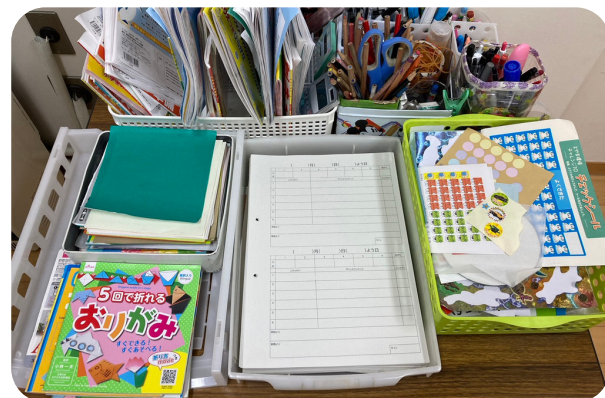
事前に予定が分かることで安心感につながります。

学習例



手作りの課題

机の上に貼られている、「ひらがな・カタカナ表」を見ながら、文字や単語練習をしています。

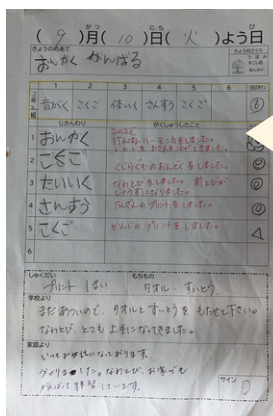


自由課題

課題終了後に各々自由に取り組める漢字ドリルや折り紙、シール貼りなどが準備されています。

交換記録ツール

本人、交流級、特別支援学級、保護者間で連絡や記録をシェアするツールです。みんなで子どものことを把握しながら、子どもが学校生活を楽しく送れるように工夫しています。



特別支援学級での取り組みは、障害種別や子どもの状態によりさまざまです。実際に通う小学校ではどのような取り組みが行われているか、見学・相談時に確認してみましょう！



保護者の体験談 ③

保育園の時に「色を覚えるのがみんなより半年遅い」「ひとりだけ字を書きたがらない」ということがあったものの、就学時健康診断で何も指摘されず小学校の通常の学級に入学しました。しかし入学後しばらくして、「休み時間が終わっても教室に戻ってこない」「何度も手を洗いたがり、手がガサガサになっている」ということが起こりました。学校という環境の中で息子が困っていることは明らかでしたが、何に困っているのか、どうして困っているのかを分かってあげられず、親としてとても不安になりました。息子の困っていること、感じていることを知りたいという思いで、医療機関を受診するとともに、息子にとって何が良いのか、親としては何を望むのか、言葉にして先生方と共有しなければならず夫婦で色々と考える日々でした。悩んだり不安だったりする中、学校ではどのような環境が息子にとって良いかを校長先生、教頭先生、学級担任、通級指導教室の担当、特別支援学級の担任が親身になって一緒に考えてくださりました。1年生のうちに通級指導教室を利用させてもらえることになり、2年生になる時に支援級へ転籍しました。毎日のように困難にぶつかっている息子を優しく、時には厳しく先生方は見守ってくださいました。先生から「今日は学校で本人が大変な思いをした。」と教えてもらったから、家では元気を充電できるよう心掛け、逆に「朝から家でもめました...」と伝えると、先生は息子が好きな活動を取り入れて学校で様子を見てくださいました。このように先生と連携しながら息子を見守り、先生と一緒に息子の成長を喜ぶことができました。大変なことが本当に沢山ありましたが、私たち家族をまるっと温かく支えてくださったこと、6年間息子が笑顔で元気に学校に通えたことに感謝しています。



サークル紹介



でこぼこ保護者会

でこぼこ保護者会は、発達の「でこぼこ」のある子どもをもつ保護者のためのコミュニティです。毎月1回、気軽に話せる座談会を開いています。普段困っていることを自分ひとりで抱え込まずに一緒にお話してみませんか。



ろばみみいおり

でこぼこっ子ママのこころの寄り処。毎月茶話会【ちゃべりば】を開催しています。ママたちが愚痴も泣き言も笑いも喜びも体験もまるっとしゃべって、寄り添い、思いやり合える居場所です。色々な人や場所とコラボもしています。



TOMONI

発達障害、グレーゾーンのでこぼこっ子をお持ちのママ・パパ・ご家族が集まれる場所。月に1回のペースでおしゃべり会を富山市まちなかサロンにて開催。安全安心な場で、悩みの共有、情報交換、仲間作りを目的に活動中。



特別支援学級及び通級による指導の対象となる障害の状態等

障害種別	障 害 の 程 度	
	通級による指導	特別支援学級
知的障害	利用の対象にはなりません	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
自閉症	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの ②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの
情緒障害	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
肢体不自由	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱・身体虚弱		（病弱者及び身体虚弱者） ①慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ②身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
視覚障害	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	（弱視者）拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
聴覚障害	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	（難聴者）補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
学習障害	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	学習障害や注意欠陥多動性障害の診断だけでは、入級の対象とはなりません
注意欠陥多動性障害	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	

（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知）

特別支援学校



心身の障害の程度が比較的重い状態にある子どもを対象に教育を行う学校です。学校ごとに障害の種類に応じた専門性の高い教育を行っています。障害の状態などに応じて、教育課程に準ずる教育、又は知的障害のある子どものための教育課程による教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立するための自立活動を行っています。障害のため通学して教育を受けることが困難な子どものための訪問教育を行う学校もあります。

基本情報

- ☐ 1学級あたりの人数は6人（重複障害の場合、1学級3人）
- ☐ 対象とする障害の種別を定めて設置
- ☐ 特別な教育課程・教育環境での学習を実施

対象者

知的障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 病弱・身体虚弱

※特別支援学校には特別支援学級にある「自閉症・情緒障害」を対象にした学校はありませんが、知的障害を伴っている場合については、入学対象になる場合もあります。

入学可能な障害の程度について

特別支援学校に入学可能な障害の程度は学校教育法施行令第22条の3によって定められていますが、これに該当する子どもが原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」としての機能は持っていません。平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、障害の状態（学校教育法施行令第22条の3への該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見を総合的に勘案して、障害のある子どもの就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められています。本人とその保護者の意向は尊重されますが、子どもに最もふさわしい学びの場は、富山市教育委員会が総合的に判断しています。富山市教育委員会の判断と本人・保護者の意見が一致しない場合、更なる話し合いの上で合意形成を図ります。

障害種別	障 害 の 程 度（学校教育法施行令第22条の3）
知的障害	① 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ② 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱・身体虚弱	① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

富山市にある特別支援学校（小学部）一覧

学校名	対象とする 障害種別	所在地	備考
富山県立 富山視覚総合支援学校	視覚障害	富山市大江干144	寄
富山県立 富山聴覚総合支援学校	聴覚障害	富山市下奥井1-9-56	
富山県立 しらとり支援学校	知的障害	富山市婦中町下邑2877	寄ス
富山県立 富山総合支援学校	肢体不自由	富山市金屋4982	寄ス
富山県立 高志支援学校	肢体不自由	富山市道正29-1	施
富山県立 ふるさと支援学校	病弱	富山市婦中町新町2913	院
国立 富山大学教育学部 附属特別支援学校	知的障害	富山市五艘1300	

※備考について：「寄」は寄宿舎の設置あり。「ス」はスクールバスの運行あり。「施」は関連福祉施設が隣接もしくは併設している。「院」は病院が併設している。



富山県立 富山視覚
総合支援学校



富山県立富山聴覚
総合支援学校



富山県立 しらとり
支援学校



富山県立 富山総合
支援学校



富山県立
高志支援学校



富山県立 ふるさと
支援学校



国立 富山大学教育学部
附属特別支援学校

特別支援学校のHPから学校案内などで詳細が確認できます。写真付きのものも多いので、学校生活をより具体的にイメージすることができます。



就学や学齢期に関わる冊子など



富山の特別支援教育
(令和7年度版)



一人一人の教育的ニーズに応える連続性のある多様な学びの場ガイド



保護者用一人一人のすこやかな成長を願って

